

■ステーション収集■

草・木類

月1回/ステーション収集

対象品

刈り草・落ち葉、
剪定枝・生木・材木
(長さ50cm、太さ10cm以下に限る)

◎収集日の午前8時30分までに、
「資源ごみ」のごみステーションへ。

刈り草・落ち葉

◎45ℓ以下の中身の見える透明な袋で出してください。

※指定ごみ袋はありません。

◎袋に異物が混入している場合は、回収できません。

◎草引きをされた場合は土を払ってください。



剪定枝・生木・材木

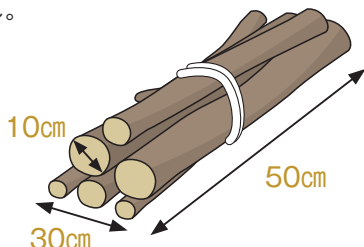
◎基本的にはひもで束にして出してください。束ねるのが難しい場合は中身の見える透明な袋で出すこともできます。

◎木製品を解体して出す場合は、釘などは取り除いてください。

束ねる場合

◎長さが50cm、太さが10cm以内・束ねた太さは30cm以内を目安。

●長さや太さの基準を超えたものは回収できません。

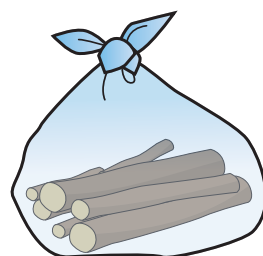


袋に入れる場合

◎45ℓ以下の中身の見える透明な袋。

※指定ごみ袋はありません。

●束にできないものの
みを入れてください。



適切にリサイクルするための注意事項

●草と木類はリサイクル方法が異なるため、同じ袋には
入れないでください。

●事業や農業で出たもの、事業者へ剪定を依頼したものは回収の対象外です。

※事業活動に伴い排出するごみは集積場には出せません。

●竹(笹含む)や花・実がついているものはリサイクルできないので、従来どおり「燃やすしかないごみ」として出してください。

●基準を超える大きな木製品は「粗大ごみ」として出してください。



豆知識

指定ごみ袋に入れて一度に大量の草・木類を集積場に出されると多量ごみとして回収されないことがあるので、必ず透明の袋に入れて「資源ごみ」として出してください。

